

生ビールに相当するのは生酒？生貯蔵酒？

ビールの場合、「生ビール」と表示できるのは、熱処理をしていないものに限られ、「ビールの表示に関する公正競争規約」では「熱による処理(パストリゼーション)をしないビールでなければ、生ビール又はドラフトビールと表示してはならない」と定められています(日本国外では、樽から注いだビールを「生」とするなど異なる定義も見られます)。

日本酒では「生ビール」に相当するものとして「生酒」があり、「清酒の製法品質表示基準」には、「一切加熱処理をしない清酒」とされており、一方、「生貯蔵酒」は「加熱処理をしないで貯蔵し、製造場から移出する際に加熱処理した清酒」とされています。

ビール	生ビール 及びドラフトビール	熱による処理(パストリゼーション)をしないビールでなければ、生ビール又はドラフトビールと表示してはならない。(ビールの表示に関する公正競争規約)
日本酒	生酒	製成後、一切加熱処理をしない清酒である場合に表示できるものとする。(清酒の製法品質表示基準)
	生貯蔵酒	製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、製造場から移出する際に加熱処理した清酒である場合に表示できるものとする。(清酒の製法品質表示基準)